

お客さま各位

株式会社トマト銀行

外国為替取引を行うお客さまへ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当社は、昨今のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、外国為替取引を行うお客さまに以下の事項をお願いしておりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<ご留意事項>

- ・お申込内容の確認のためにご説明や資料のご提示をお願いいたします。
- ・ご提示いただいた資料は、記録やコピーをとらせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。お客さまからご提示いただいた資料は当社にて厳正に管理いたします。
- ・お手続きに時間がかかることや追加資料のご提示をお願いすることがございます。
- ・お取引内容によってはご説明や資料のご提示後およびお申込受付後であっても、お取引をお断りさせていただく場合がございます。

1. 受付を行っていないお取引について

以下に該当する外国為替取引につきましては、受付を行っておりません。

- (1) 現金（円貨・外貨）を原資とする外国仕向送金のお取引
- (2) 当社に預金口座を保有されていないお客さまの外国仕向送金のお取引
- (3) オンラインカジノに関連する外国送金のお取引
- (4) 仮想通貨交換業者、資金移動業者が関与する外国仕向送金のお取引
- (5) 仮想通貨の売買、仮想通貨への投資を目的に行う外国送金のお取引
- (6) 法令や公序良俗に反する行為に基づく、もしくはそのおそれがあると認められる外国送金のお取引

2. 北朝鮮・イラン関連取引確認のお願い

北朝鮮・イラン関連規制について、取引関係者（法人・団体の場合、実質的支配者を含む）（※）の該当の有無をご申告ください。（北朝鮮以外の国向けの送金および信用状発行でも、取引関係者の住所・所在地が北朝鮮であれば、北朝鮮関連取引の対象となります。）

（※）取引関係者（法人・団体の場合、実質的支配者を含む）とは、送金人・受取人・輸出者・輸入者・荷受人・需要者・取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者・港湾ターミナルの所有・運営会社等をいいます。

3. 米国 OFAC 規制関連取引確認のお願い

米国の財務省外国為替管理局（OFAC）が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域・団体などについて取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

本規制は、米国人や米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人にも適用され主に米国で決済されるドル建て取引等が対象となります。なお、本邦で受付する外国為替取引であっても制裁対象者の関与する米ドル建て取引は対象となります。お客さまのお取引が該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されたりするなど支障が生じる可能性があります。

つきましては、以下のようなお取引は当社ではお取扱いきませんので、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認いただいたうえで、ご依頼いただきますようお願いいたします。

以下の（１）、（２）のいずれかに該当する、ドル建てのお取引
（１） <u>お取引の当事者（※）</u> の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、スーダン共和国、キューバ、シリア、クリミア地域、ベネズエラが含まれている場合 （２）米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引 （※）お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは原産地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。
米ドル建以外であっても、上記（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引
米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

詳細は OFAC のホームページをご確認下さい。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

<ご留意事項>

- ・お取引の受付後であっても、ご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当するおそれがある場合は、お取引のより詳細な内容を確認させていただき、その結果によってはお取引の中止または取消を行うことがございます。
- ・お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ・OFAC 規制により資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却はいたしかねます。そうした場合にはお客さまご自身で、OFAC に対する凍結解除の申請など、しかるべきご対応をしていただく必要がございますので、あらかじめご承知おきください。

4. 外国送金申込時および外国からの送金受取時における確認資料ご提示のお願い

- (1) 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料(契約書、注文書、請求書、インボイス、電子メールの写しなど)のご提示をお願いいたします。

【ご提出をお願いする資料の例】

送金目的	資料名
貿易取引	請求書 (INVOICE)、輸入許可通知書、輸出許可通知書、原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)、船荷証券 (BILL OF LADING)
生活費	依頼人と受取人の関係性や資金の必要性を確認できる資料、収入の状況を確認できる資料
学費	授業料や留学費用の請求書、在学状況を確認できる資料
医療費	医療費機関からの請求書
旅費	宿泊・交通費用の請求書
投資	投資を行うにあたっての契約書、投資の成果がわかるもの
ご自身の国外の銀行口座への振込	通帳や口座の内容を確認できる資料

※別途、本人確認書類や個人番号、法人番号の告知書の提出をお願いいたします。

- (2) 当社に開設された預金口座からのお振替による外国仕向送金につきまして、受付時に、預金口座のお取引履歴から送金原資の確認をさせていただきます。送金ご依頼日の直前に現金によりご入金された場合、上記(1)にあわせて送金原資が確認できる資料(売上金・給与などを証明する書類の写しや、現金をお引き出しされた金融機関の預金通帳の写しなど)のご提示をお願いいたします。

5. 「仕向送金依頼書兼告知書」ご記入時のお願い

- (1) 送金目的、商品名は英語で具体的にご記入いただきますようお願いいたします。

① 「ローマ字表記」ではなく「英語記入」をお願いいたします。

(例) AKAGAI (赤貝) ではなく、ARK SHELL (英語名)

② 送金目的は、実態のわかる表記をお願いいたします。

(例) 「EXPENSE」、「COST」、「TRADE」の単語は、商取引を広く指す言葉です。具体的な内容の記入をお願いいたします。

③ 商品名は具体的に記入をお願いいたします。

「GOODS」(商品)、「VEGETABLE」(野菜)、「SEAFOOD」(海産物)ではなく、具体的な商品名を記入してください。

(例) 「BELT」、「CARROT」、「OCTOPUS」

(2) 受取人住所の国名、都市名のご記入をお願いいたします。

特に、中国向け仕向送金については、国名、都市名に加え、省名の記入が必要となります。

中国における住所の形態は、行政単位・規模の大きい順に「省」(province)、地級市 (prefecture-level city)、県級市 (county-level city) になります。正確でない場合は、受付できないこともございます。

【遼寧省内の一部の都市の記載例】※これが全てではありません。

省 (province)		地級市 (prefecture-level city)		県級市 (county-level city)	
漢字	英語	漢字	英語	漢字	英語
遼寧省	Liaoning Sheng	瀋陽市	Shenyang	新民市	Xinmin
		大連市	Dalian	瓦房店市	Wafangdian
				莊河市	Zhuanghe
		鞍山市	Anshan	海城市	Haicheng
		營口市	Yingkou	大石橋市	Dashiqiao
				蓋州市	Gaizhou
		錦州市	Jinzhou	凌海市	Linghai
北鎮市	Beizhen				
葫蘆島市	Huludao	興城市	Xingcheng		

中華人民共和国民生部の参考ホームページ：<http://xzqh.mca.gov.cn/map>

なお、受取人住所について、私書箱 (P. O. BOX) の記載がある住所でのご依頼は受付できません。

(3) 支払銀行は銀行名だけでは受付できないため、支店名もご記入ください。支店名が分からない場合、銀行の住所もしくは銀行所在地の都市名を記入してください。

以上